申請に対する処分

処分名	農業委員会委員選挙人名簿登載申請
根拠法令	農業委員会等に関する法律第8条
所管課	選挙管理委員会事務局

1 審査基準

申請を行うことができる人

奄美市に住所を有し、毎年3月31日で20歳以上の者で次の一つに該当 する者

ア 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む人(農業経営者)

- イ 農業経営者の同居の親族又はその配偶者(その耕作に従事する日数が 年間おおむね60日以上の者)
- ウ 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員 又は社員

申請の方法

毎年1月1日現在の状況を「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」に 記載して農業委員会経由で市選挙管理委員会に提出

許認可等の要件

申請を行うことができる人と同じ用件

2 標準処理時間

農業委員会経由でおよそ1ヶ月間(農業委員会への提出期限:1月10日, 名簿の調製期限:2月20日)